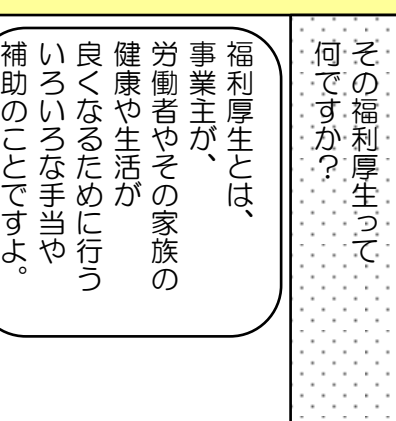


『通年雇用』を目指す方 必見

通年雇用の道



☆法定福利厚生は、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料、児童手当拠出金、などです。
☆法定外では、住宅手当、社宅・单身寮、慶弔、運動施設、保養所、体育活動支援、財形貯蓄制度、社員食堂など、様々な制度です。

☆福利厚生の面や、冬期雇用の確保の心配などがなくなります。
年収で見ると増額になる場合も…



☆加入年数に応じて、老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金が、受給可能となります。

☆特に重要な項目については、口約束ではなく、きちんと書面を交付することになっています。(労働基準法第15条)

☆企業によっては、残業の有無に関わらず、一定額の職務手当が支給されたりする場合があります。
求人票で確認しましょう。

なるほど!!
いろいろ
わかってきました。
ただ...

通年雇用に
なるっていう
イメージが
まだ、
わからないんですけど...

ふむふむ
確かに
そうかも
しれませんが...

おまかせください!!
今日は、
実際に通年雇用へ
切り替えをした方々に
来ていただいています。
お話を聞いてみましょう!!



高所作業車の技能取得して、
今の会社を選べる様になったよ。

収入的には、
少し低くなったけど、
冬場に仕事がある
というところでは、
安心できるよ。

協議会で取得した
フォークリフトの技能が
役にたったよ。

一般常識試験、
作文・面接
とあったけど、
通年雇用を
目指していたので、
採用試験に
チャレンジしたよ。

ハローワークでは、
面接対策もしてくれるので、
活用した方がいいと思うよ。

高所作業車技能と
玉掛け技能を取得して、
通年雇用になれたよ。
資格取得が有利なんだって
改めて認識したよ...



前職...板金工事業
現職...板金工事業



前職...サービス業
現職...石油製品製造業



前職...塗装業
現職...運送業

どうでしたか?
協議会や
ハローワークなど
ぜひ活用してみて
くださいね。

イメージが
つかめました!!
まずは、
チャレンジ
してみます!!



こうして私は、
早速、協議会と
ハローワークに
相談に行きました。



後日、
雇用ドクターT
からの連絡で、
女性の繊細な
運転技術で
建設業などでも
女性が活躍している
企業もあると
聞きました。
よし、チャレンジ!